

舞鶴市議会



意見交換会

～議会の取り組みと議会基本条例～

舞鶴市議会では、これまでの取り組みを踏まえて「議会基本条例」を制定しようとしています。

市民の代表としてふさわしい議会・議員の姿を定めるものですので、皆様のご意見をお聞かせください。

 **議会基本条例**…議会・議員が果たすべき責務や役割を示し、その実現のための理念や基本的な方法を定める条例。
(詳しくは、裏面をご覧ください。)

2018年 **2月3日** (土)
午後2時～

舞鶴西総合会館
4階 第1会議室



2018年 **2月4日** (日)
午後2時～

舞鶴市商工観光センター
5階 コンベンションホール



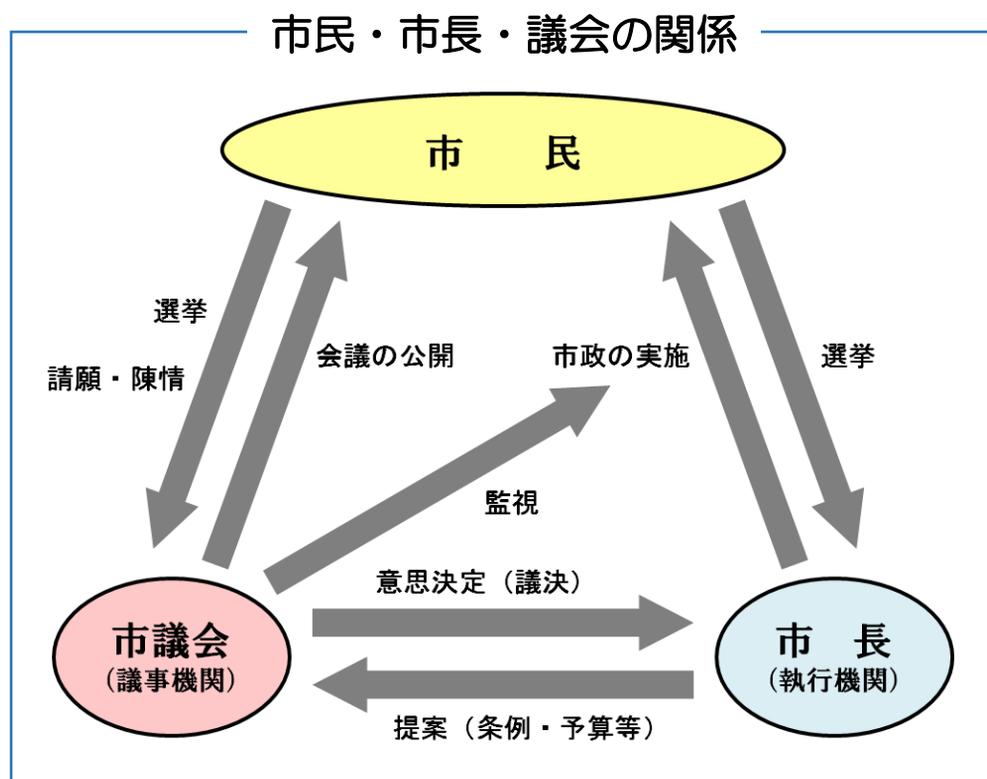
《両日とも同一の内容で開催します（事前申込不要）》

議会基本条例とは

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の権限や責任が拡大し、議会が担うべき役割や責任も、ますます大きくなってきました。

こうした中、議会の機能を十分に発揮し、その責任が果たせるよう、より活性化させるための手段として、議会基本条例を定める動きが広まっています。

議会基本条例には、市民・市長・議会の関係を踏まえて、議会と議員の「あるべき姿」「目指すべき姿」や、それを実現するための基本的な考え方などを定めます。



舞鶴市議会では、議会及び議員の活動原則、市民との関係、市長等との関係、議会の機能強化、議員の定数及び報酬、議会の体制整備、条例の確実な履行、最高規範性及び見直しなどについて定めたいと考えています。

※ 具体的な内容の案は、開催日の約1週間前に、舞鶴市議会のホームページで公開しますので、是非、ご覧ください。